

一般社団法人日本家政学会九州支部賞授賞内規

(目的)

本支部は、家政学発展に寄与及び若手研究者の育成のために、九州支部所属の若手会員に対し、支部賞を授与する。

(資格)

1. 年齢は、満45歳未満（掲載された年度の4月1日現在）とする。
2. 授賞対象は、前年度に刊行された日本家政学会誌の1月号 - 12月号に掲載された論文等（報文、ノート、資料）とする。ただし、筆頭者である場合に限る。

(申請手続き)

1. 授賞候補者は、支部会員からの推薦及び自薦による。
2. 申請は、別に定める申請書を授賞年度の7月末日までに支部長に提出する。

(選考)

1. 支部賞選考委員会を設置する。
2. 選考委員は、支部常任幹事より3 - 5名を支部役員会で選出する。
ただし、推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない。
3. 委員長は委員の互選による。
4. 選考結果は、支部役員会に報告し、授賞候補者を決定する。
5. 支部長は、書面をもって授賞候補者に通知する。

(表彰)

1. 支部総会において賞状及び副賞を贈る。
2. 費用は、表彰費をもって充てる。

(改廃)

本内規の改廃は、支部役員会の議を経て行う。

申し合わせ事項

1. 複数の論文等が掲載された場合には、上位1位を対象とする。
2. 副賞は、論文掲載費に当てることとし、上限を5万円とする。
ただし、役員会に諮り変更できるものとする。
3. 対象になった論文を支部大会において口頭発表する。
4. 申請書は別に定める。推薦書の形式は問わない。
5. 授賞者数は、年若干名とする。

附則 本内規は、平成15年10月18日から施行する。

改正 平成24年9月28日

令和元年10月5日